

遠賀町国際交流クラブ会則

(名称)

第1条 この会は、遠賀町国際交流クラブ（以下「クラブ」という）と称する。

(目的)

第2条 クラブは、会員の国際感覚を育み、会員相互の親睦を深めるための交流を行うとともに、誰もが受け入れられる地域社会の形成を目的とする。

(事業)

第3条 クラブは、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 講演会、日本語教室等の開催に関すること
- (2) 交流事業に関すること
- (3) 広報活動に関すること
- (4) その他目的達成に必要なこと

(組織)

第4条 クラブは、第2条に定める目的に賛同する者を会員として組織する。

2 会員は、次の2種とし、入会時に会員本人がそれを選択する。

(1) ボランティア会員

クラブがおこなう事業すべての企画・立案・運営に参画する個人

(2) 日本語教室ボランティア会員

日本語教室の運営の援助を行う個人

3 会員は、退会の旨を事務局に届け出ることにより、退会することができる。

(役員)

第5条 クラブに次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名以内

2 会長及び副会長は、会員の互選により選任する。

(役員任期)

第6条 役員任期は、1年とする。ただし、再任は妨げない。

2 役員が欠けた場合における補欠役員任期は、前任者の残任期間とする。

(役員職務)

第7条 会長はクラブを代表し、会務を統括する。

2 副会長は会長を補佐し、会長不在の場合は、その職務を代行する。

(会議)

第8条 クラブの会議は、会長が必要と認めたときに開催し、会議の議長となる。

2 会議は、ボランティア会員の半数の出席により成立する。また、会議の議事

は、出席者の過半数によって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(会議の審議事項)

第9条 会議で審議する事項は次のとおりとする。

- (1) 事業計画及び事業報告に関すること
- (2) 会則の改正に関すること
- (3) 役員を選任に関すること
- (4) その他会長が必要と認める事項

(会費)

第10条 会費の額は、無料とする。

(事務局)

第11条 クラブの事務を処理するため、事務局を住民課内に置く。

附 則

この会則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、令和6年4月1日から施行する。